（別記第１０号様式）

**発行者情報**

【表紙】

【公表書類】発行者情報

【公表日】　年　月　日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

１　ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券等は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔの上場債券等の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法第21条第１項に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、同法第27条の34において準用する同法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

２【事業の内容】

３【関係会社の状況】

第２【経理の状況】

　【連結財務諸表等】

(１)　【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】

③【連結株主資本等変動計算書】

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤【連結附属明細表】

(２)　【主な資産及び負債の内容】

(３)　【その他】

第二部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

（記載上の注意）

第８号様式の記載上の注意に準じて記載（「表示」を含む。以下同じ。）するものとし、適宜必要な読み替えを行うものとする。

記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（特例第２０９ 条第５項に規定するものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載することができる。また、発行者情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。